

全自動貸金庫規定新旧対照表

全自動貸金庫規定

改定前	改定後
4. 格納品の範囲 (1) 略 (2) 略 <u>(3) 新設</u>	4. 格納品の範囲 (1) 略 (2) 略 <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u> <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>
5. 新設 <u>(1) 新設</u> <u>(2) 新設</u>	5. 利用目的の確認 <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主はマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>
<u>14. 解約等</u> (1) 略 (2) 略 ①～⑤略 <u>⑥法令で定める本人確認等における確認事項、第12条第1項で定める当行からの求めによる借主、代理人または保証人への各種確認や提出された資料または第12条第3項で定める届出が偽りであることが判明した場合</u> <u>⑦この規定にもとづく取引または借主、代理人または保証人による当行との取引が、法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に接触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合</u> <u>⑧前2号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</u> <u>⑨新設</u>	<u>15. 解約等</u> (1) 略 (2) 略 ①～⑤略 <u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、または使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧法令等で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容、第11条第1項で定める当行からの求めによる借主、代理人または保証人への各種確認や提出された資料または第11条第3項で定める届出に偽りがあるとき</u> <u>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、また</u>

⑩新設	はそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等の防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき ⑩前4号の疑いがあると当行が認め、各種確認や資料の提出等を求めたにも関わらず、正当な理由なく当行からの求めに応じない場合
18. 既定の変更 この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、【本人／借主】に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。	18. 既定の変更 この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、借主、代理人または保証人に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。